第１号様式（第６条関係）

　　年　　月　　日

四日市市排水設備設置猶予申請書

6

四日市市上下水道事業管理者

住所

申請者　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

電話番号

　　四日市市公共下水道接続指導要綱第６条第１項の規定により、下記の理由により排水設備の設置等の猶予を申請します。

記

　　　　　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　　　　２．設置の猶予の理由

　　　　　３．猶予理由が解消される見込み期間　　　　　　年以内

≪誓約≫

　・猶予理由が解消された後、下水道法第１０条又は同法第１１条の３の規定による排水設備の設置等を行います。

　・排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。

・周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

≪同意≫

　・猶予理由を確認するにあたり、税情報等を調査することに同意します。

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第２号様式（第７条関係）

　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

四日市市公共下水道接続義務猶予認定通知書

　　年　　　月　　　日付けで申請のあった四日市市公共下水道接続義務猶予について、下記のとおり認定することとしましたので、四日市市公共下水道接続指導要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

　　　　　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　　　　２．設置の猶予の理由

　　　　　３．猶予理由が解消される見込み期間　　　　　　年以内

第３号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

四日市市公共下水道接続促義務猶予不認定通知書

　　年　　　月　　　日付けで申請のあった四日市市公共下水道接続義務猶予について、下記の理由により認定しないこととしましたので、四日市市公共下水道接続指導要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　２．不認定の理由

第４号様式（第８条関係）

　年　　月　　日

四日市市排水設備設置猶予変更申請書

6

四日市市上下水道事業管理者

住所

申請者　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

電話番号

　　四日市市公共下水道接続指導要綱第８条第１項の規定により、下記の理由により排水設備の設置猶予の変更を申請します。

記

　　　　　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　　　　２．猶予の理由

　　　　　３．猶予理由が解消される見込み期間　　　　　　年以内

≪誓約≫

　・猶予理由が解消された後、下水道法第１０条又は同法第１１条の３の規定による排水設備の設置等を行います。

　・排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。

・周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

第５号様式（第８条関係）

　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

四日市市公共下水道接続義務猶予変更認定通知書

　　年　　　月　　　日付けで申請のあった四日市市公共下水道接続義務猶予変更について、下記のとおり認定することとしましたので、四日市市公共下水道接続指導要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

　　　　　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　　　　２．設置の猶予の理由

　　　　　３．猶予理由が解消される見込み期間　　　　　　年以内

第６号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

四日市市公共下水道接続義務猶予取消通知書

　　年　　　月　　　日付けで認定した四日市市公共下水道接続義務猶予について、下記の理由により設置の猶予を取り消すこととしましたので、四日市市公共下水道接続指導要綱第９条の規定により通知します。

記

　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　２．設置の猶予を取り消す理由

第７号様式（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

排水設備等の設置について（特別指導）

あなたが所有されている下記物件については、　　年　　月　　日までに排水設備等の設置を行うことが、下水道法及び四日市市公共下水道接続指導要綱等において、義務付けられていますので、速やかに排水設備等を設置してください。

排水設備等の設置予定時期を検討の上、当該特別指導を受けた日から６０日以内に設置計画書（第８号様式）を提出してください。

ただし、正当な理由により排水設備等の設置工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

なお、正当な理由なく特別指導に従わないと認めた場合、勧告、命令及び告発の手続きに移行することがあります。

記

　１．対象の土地又は建築物の所在地

第８号様式（第１０条関係）

　　年　　月　　日

設置計画書

6

四日市市上下水道事業管理者

住所

申請者　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

電話番号

　　四日市市公共下水道接続指導要綱第１０条第３項の規定により、下記のとおり設置計画書を提出します。

記

　　　　　１．対象の土地又は建築物の所在地

　　　　　２．排水設備等の設置工事検討時期

　　　　　月頃まで

　　　　　３．排水設備等の設置工事予定時期

着手予定　　　　　年　　月頃まで

　　　　　　　完了予定　　　　　年　　月頃まで

≪誓約≫

　・排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。

・周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

第９号様式（第１０条関係）

特別指導報告書



第１０号様式（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

排水設備等の設置について（勧告書）

あなたが所有されている下記物件については、　　年　　月　　日までに排水設備等の設置を行うことが、下水道法及び四日市市公共下水道接続指導要綱等において、義務付けられていますので、速やかに排水設備等設置してください。

当該勧告を受けた日から３０日以内に排水設備の設置工事に着手すること。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないと認めた場合、命令及び告発の手続きに移行することがあります。

ただし、正当な理由により排水設備等の設置工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

記

　１．対象の土地又は建築物の所在地

年　　月　　日付け特別指導により、排水設備等の設置を特別指導しましたが、未だ排水設備等が設置されていません。

　よって、この勧告書を受けた日から３０日以内に排水設備を設置されるよう勧告します。

第１１号様式（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

四日市市上下水道事業管理者　　印

排水設備等の設置について（命令書）

あなたが所有されている下記物件については、　　年　　月　　日までに排水設備等の設置を行うことが、下水道法及び四日市市公共下水道接続指導要綱等において、義務付けられていますので、速やかに排水設備等を設置してください。

当該命令を受けた日から９０日以内に排水設備の設置工事に着手すること。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないと認めた場合、告発の手続きに移行します。

記

　１．対象の土地又は建築物の所在地

年　　月　　日付け勧告書により、排水設備等の設置を勧告しましたが、未だ排水設備等が設置されていません。

　よって、この命令書を受けた日から９０日以内に排水設備を設置されるよう命令します。